

町有地を 分譲します



井川町への移住・定住を促進し、地域を活性化を図るため、町で造成した住宅用地の分譲を行います。
申込資格や条件などは下記のとおりです。

◆ お問い合わせ 産業課環境整備班 電話 874-4421 有線 4422

◆ お申込ができる方 次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 令和5年8月1日時点で40歳以下の夫婦。もしくは12歳までの子どもがいる世帯
- ② 自らの住宅を建築するための宅地を必要としている方
- ③ 分譲地に住民票を移すことを確約する方
- ④ 町税等の滞納がない者
- ⑤ 暴力団及び反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不当行為を行う者、公序良俗に反する行為を行う者でない方



◆ 宅地分譲の条件

- 01 契約を締結した日から2年以内に住宅の建築にかかる契約を締結し、住宅建築後は、住民登録のうえ居住すること。
- 02 契約を締結した日から5年間は、町長の許可なく他に転売、貸付、所有権の移転をしないこと。
- 03 所有権移転登記と同時に、町長が当該分譲地の買戻特約を登記することに承諾すること。
- 04 土地の管理及び住宅等の建築にあたっては、当該地域の風致景観を損なうことのないよう配慮すること。
- 05 敷地内に設置されている電柱等を町長の許可なく移設しないこと。
- 06 その他町長が特に定める事項に違反しないこと。

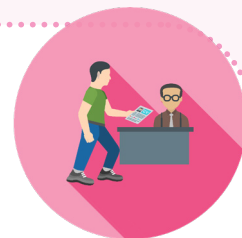


◆ 申込の受付について

◎ 受付日：令和5年8月31日（木）9時～12時

◎ 場 所：産業課環境整備班窓口（代理受付可能）

- ※ 受付の際、申込書・住民票（世帯全員分）・納税証明書（世帯のなかの納税義務がある方全員分）をご持参ください。
- ※ 申込の変更や取下げについては、当日13時～13時30分まで。ただし変更申込は1回のみとします。
- ※ 希望者のない区画が出た場合は、9月1日以降、9時から12時まで随時受付し、先着順とします。複数同時申込の場合は抽選とします。

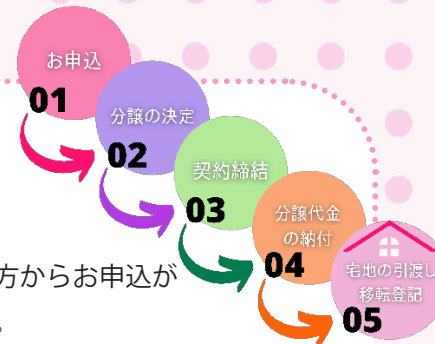


◆ 分譲までの流れ

- 01 お 申 込 ：必要書類を添えて申込書を提出
- 02 分譲の決定 ：役場にて分譲の決定を行います。同一区画に複数の方からお申込があった場合は、抽選などの公正な方法で決定します。
- 03 契 約 締 結 ：分譲の決定後、契約書を交わし、宅地の売買契約を締結します。
契約締結と同時に、契約金（分譲価格の10/100に相当する額）を納付します。
- 04 分譲代金の納付：契約の日から3カ月以内に分譲価格から契約金を差し引いた額を納付します。
- 05 宅地の引渡し 移 転 登 記 ：分譲代金を完納した日をもって宅地の引渡しを行います。
その後、町が宅地の移転登記を行います。

※ 契約や移転登記に関する費用等はお申込者のご負担になります。

※ 申込に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。



◆ 分譲箇所

- ① 北川尻字下田面八十刈 69-33
325.21 m² 8,500 円 / m²
- ② 北川尻字下田面八十刈 69-34
261.24 m² 8,000 円 / m²（電柱あり）
- ③ 北川尻字下田面八十刈 69-35
261.23 m² 8,500 円 / m²
- ④ 北川尻字下田面八十刈 69-36
301.83 m² 8,000 円 / m²
- ⑤ 北川尻字下田面八十刈 69-10
497.74 m² 9,000 円 / m²（電柱あり）

